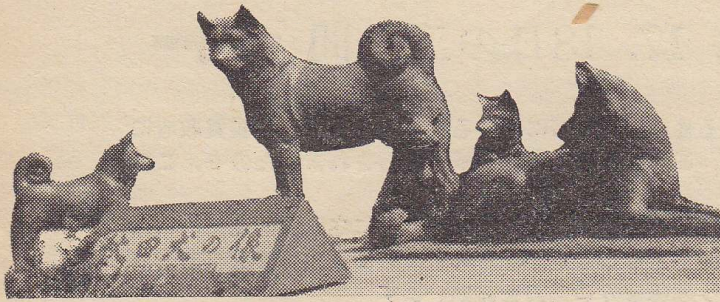


広報 おおだて

(103号)

編集と発行 大館市役所



大館市の (7月1日現在) 人口 62,554
世帯数 14,091

台風に備えよう

収穫の秋、そして台風襲来の秋がやってきた。長期天気予報によると、9月中にはかなりの台風が本土を襲うのではないかと予報している。台風の被害から、わが身、わが財産を最小限度にとどめるためにも、次のことからについて十分心得ておこう。

- ◎ 新聞、ラジオ、テレビの台風予報に注意する。
- ◎ 保存食糧の確保、ジャガイモ、インスタント食品、野さい、カンヅメなどを用意しておくこと。
- ◎ ガラス戸などがたつところに、古ハガキ、新聞紙などをはさんでおくこと。場合によっては、家に支柱をたてること
- ◎ 懐中電灯、ローソクを必ず用意しておくこと。
- ◎ 出水にそなえて避難場所をきめておくこと。

3度の大火、そして復興と、めまぐるしい10年間であった。

31年には大災復興のため因窮した財政も、地方財政再建促進特別措置法の適用を受け、財政の再建をすすめてきたが市民のご協力もあって再建期間を1年はやめ、39年度で完了することができた。

市でまとめた39年度の決算状況によると一般会計は予算8億7,998万円に対し、才入は8億7,526万円才出は8億3,826万円差引3,698万円の単年度黒字になっており、財政事情も年々好転の方向に進んでいる。

写真は、10年前の大町通りと、現在の大町通りを比較したのですが、これを見ても、市の財政事情とともに歩んできた現在のまちの姿は、財政事情の好転を象徴するかのようにつつづけている。



10年前の大町通り

現在の大町通り



9月の納税
国民健康保険税
第2期

国民年金保険料
第2期

7月分 } は1月末日ま
8月分 } でお忘れなく
9月分 }

農地の被買収者に給付金

説明会は9月16, 17, 18日の三日間

数年来、多くの関心をあつめた農地改革による農地被買収者に対する報償問題も「農地被買収者に対する給付金の支給に関する法律」が制定され、これに伴って関係令規が施行されましたので、この請求事務が近く開始されることになりました。

この法律の対象となる物件や被買収者は、相当期間を過ぎた農地の買収時にさかのぼるため、今後の請求事務については、いろいろ複雑な問題が生ずることが予想されますので、法律の概要をお知らせして、事務の手続きが円滑に終了できるよう関係者のご協力をお願いします

解 説

◆ 1畝歩以上の農地買収者に給付

農地改革で農地を1畝歩以上買収された者(売渡または、売払を受けた農地を差引いた残)。

またはその遺族(法人の場合は一定の資格要件を備えたもの)の請求によって支給されます。

被買収物件は農地に限られておりますので、末懸地、農業用施設として買収された土地建物は含まれません。また、財産税による物納農地も対象にならないことになっております。

◆ 支給方法は国債

請求が相当と認められた被買収者には10ヶ年償還の無利子の国債で支給されます。

額面は、2千円 4千円 1万円
2万円 4万円 6万円
8万円 10万円 20万円
30万円 になっており、国債

は、国へ譲渡する場合などのほかは原則として流通は禁止されています。

◆ 給付金の支給を受けられる遺族

被買収者が昭和40年3月31日以前に死亡している場合は、その遺族が給付金の支給を受けられますが、遺族の範囲が次のように限定されています。

- ① 死亡した者の死亡当時の配偶者(内縁を含む)
- ② 子、孫および父母。
子については被買収者の死亡時に胎児であったものが含まれます。

◆ 遺族の順位

給付金の支給を受ける遺族の順位は次のとおりです。

- ① 子、孫、父母(養父母、実父母の順)の順になっています。
- ② 子のうち、昭和40年3月31日以前に死亡している者がいるときは、その者に係わる孫が、他の子と同順になっています。
- ③ 被買収時の死亡時の配偶者は、他の遺族と同順位にされています。

なお、被買収者またはその遺族が昭和40年4月1日以後に死亡している場合は遺産相続の例によることになっております。

◆ 給付金の額

買収された農地の面積に相当りの単位を乗じて算出した額(最高100万円まで)です。

田の場合の反当金額

1畝以上1反歩までは 1律1万円。
反当単価

1反歩~1町歩まで	2万円
1町歩~2町歩まで	1万円
2町歩~3町歩まで	6千円
3町歩以上	2千円

畑の場合

買収面積は実面積の60%に換算されます。

農地を買収されたが同時に売渡しや売払を受けた場合は、売渡しや売払の面積を買収面積から差引いた面積とされます計算後の買収面積に1反歩以上のものについて一反末満の端数があるときには切捨てになります。

簿騰本

- ③ 登記簿騰本で買収の事実を証することができない場合は、農業委員会の被買収農地調査結果通知書
- ④ 農業委員会の被売渡農地調査結果通書
- ⑤ 遺族が請求する場合
受給資格を有する遺族であること証明する戸籍騰本
- ⑥ 遺族が数人ある場合は、代表請求についての同意書
- ⑦ 内縁の配偶者の場合
婚姻の事実を証明する申立書などが必要です。
- ⑧ 法人の場合
一定の資格要件を証する証明書が必要です。

◆ 給付金の請求期限

昭和年4月2日3日31日まで

◆ 昨年の実態調査とは関係ありません

昨年総理府で行った被買収者実態調査は給付金の請求とは関係がありません。したがって、今回新たに請求しないと給付金がもらえませんが注意してください。

◆ 本市における請求の受付

市では、農業委員会が受付事務を代行することになり、10月上旬から開始できるよう準備を進めています。

◆ 説明会をひらきます。

日 程 と 場 所

(時間はいずれも午後1時から)

期 日	場 所	参 県 地 域
9月16日	二井田出張所	真中・二井田地区
9月17日	十二所出張所	十二所地区
9月18日	市役所会議室 (午後10時から)	旧大館、下川沿上川沿、長木積迦内



◆ 給付金の請求は

給付金を請求する者は所定の請求書と次の証拠書類を市長に提出していただきます。市ではこの請求書を本籍地の県知事に提出します。

証拠書類

- ① 農地の買収令書の正本
- ② 買収令書を紛失している場合は登記

ガンから身を守ろう

— 5人に1人はガンで死ぬ —

ガンで死ぬ人が多い。

現在ではガンの根治薬も、予防の方法も、まだ発見されていないので、なおさら恐ろしさを感じずにはられません。

昨年中には104, 149人の日本人がガンで死んでおり、5分間に1人ずつどこかで、だれかがガンで死んでいる計算になります。

国民死亡順位をみても、ガンは脳卒中について第2位にのし上っており、脳卒

中の死亡者が毎年減っている今日、ガンによる死亡者が第1位に台頭する日もそう遠くはないだろう。

ガンは、痛みも、熱もなくこっそりわれわれを苦しめる、しかしちよっとの注意で自分をガンから守ることが出来ます。それは、早期診断による早期発見より方法はありません。

もしや……と感づいた日にはすぐ、ガンの専門医をたずねよう。

ガン早期発見10カ条

- (1) 原因がわからず、痛みもないのにやせてきて、顔色がわるくなり、貧血してくることはないか (すべてのガン)
- (2) 長らく胃腸の具合がわるくはないか 食欲はおとろえないか (胃ガン)
- (3) おりものがふえたり、血がまじったりしないか。不定期出血や接触出血はないか (子宮ガン)
- (4) 乳房のなかに長く消えないシコリがないか (乳ガン)
- (5) ものを飲みこむとき、つかえるような気がしないか (食道ガン)
- (6) 便通の調子が狂ったり、血がまじったりしないか (大腸ガン、直腸ガン)
- (7) セキが長く続いたり、タンに血がまじったりしないか (肺ガン)
- (8) 声がかすれて、長くなおらないことはないか (こう頭ガン)
- (9) 口の中や皮膚になおりにくいカイヨウはないか (舌ガン、皮膚ガン)
- (10) 尿の出がわるかったり、血がまじったりしないか (じん臓ガン、ぼうこうガン、前立せんガン)

(日本対ガン協会で作ったもの)

恐ろしい日本脳炎から
子どもを守ろう!

日本脳炎も恐ろしい病気の一つです。ことしは九州地方を中心に発生し、流行が日増しに北上しており、秋とはいえ、十分注意する必要があります。

この病気にかかると、死亡率が高いというばかりでなく、辛うじて生きながらえたとしても、ほとんどの人が後遺症を残し、一生を暗くすごさなければなりません。

では、この病気にかからないようにするためにはどうすればよいのでしょうかそれは次のことがらをよく守ることです

- (1) 日本脳炎の予防接種をすること。
- (2) 日光に長時間あたらぬようにし、炎天下では必ず帽子をかぶること
- (3) 過労を避け、すい眠を十分とること
- (4) 栄養を十分とり、体力をつけておくこと。
- (5) 蚊にさされないようにこころがけること。
- (6) 蚊の発生、せい息場所に対し、DDT, BHCなどの殺虫剤による蚊の駆除を行うこと。

本宮橋が完成す

豪雨のたびに、流失にみまわれていた本宮橋(麓西線の本宮、杉沢間の引欠川にかかっている橋)も、去る8月19日りっぱな永久橋として生れ変わりました。

この橋は、延長50.10メートル、巾が4.5メートル、上部にはP・C桁を用いたもので、総工費744万円を投じて完成したものです。

この橋の完成で、長い間災害で苦しんできた地元の人々は、「もう、これからは、ハスが流されることもネエシ、アンスンしてくらしてエケル、ホントニエガッタス」……と心から喜こんでいました。

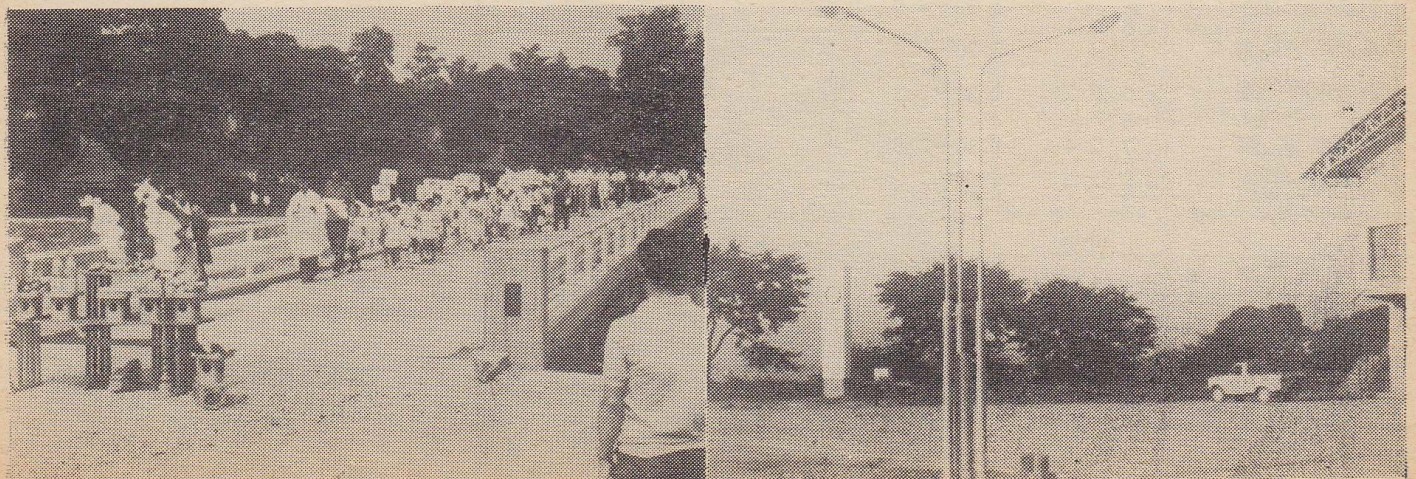


桂城公園にナトリウム塔

このナトリウム塔は、昭和38年の42会(代表、越前繁治氏)の方々が20万円の経費を投じて完成し、これを市に寄附したものです。

夜ともなれば、この塔から発せられるほんのりとした中光色が、公園や体育館を包み、別世界を思わせるような美しい情景をえがいています。

市でも「このナトリウム塔が設置されたため、公園も一段と美しさを増した」と非常によろこんでおり、これからは42会の方々のご好意にこたえて、維持管理に十分力を注ぐとともに、「夜のデートは桂城公園で」と宣伝することになった?。



10回目の国勢調査

10月1日全国一斉に実施

この10月1日には、国勢調査が実施されます。

国勢調査は、大正9年以来5年ごとに行なわれ、今回で10回目を迎えることとなります。国勢調査は、全国、都道府県、市町村の人口の大きさや構成を明らかにし、国の政治や行政はもちろん、都道府県や市町村の行政に直接役立つ資料を得るために行なわれるものです。

調査の結果は、たとえば、雇用、教育、社会保障、環境衛生、交通などの対策や議員定数の決定、財政需要額の算定などに欠くことのできない資料として用いられます。

調査する事項

- (1) 氏名
- (2) 世帯主との続柄
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月
- (5) 配偶者の関係
- (6) 国籍
- (7) 仕事をしたかどうかの別
- (8) 従業上の地位
- (9) 勤め先、業主などの名称
- (10) 勤め先、業主などの事業所の種類
- (11) 本人の仕事の種類
- (12) 従業地または通学地
- (13) 世帯の種類
- (14) 住居の種類
- (15) 居住室数
- (16) 居住室の畳数

国勢調査では、人口をもれなく、重複しないように調査するため、全国に49万の調査区(大館市は255調査区)が設けられ、この調査区には調査員が1人ずつ配置されております。

また、調査員は10月1日の1週間前から担当調査区内の各世帯に「調査表」をくばり、記入を依頼します。10月1日から3日までの間には、調査員が記入済みの調査票を集めますので調査にあたっては市民1人1人のご協力をお願いします。

新農家台帳の作製にご協力を

市の農業委員会では、去る8月1日現在をもって新農家台帳を作成するため各農家に調査員を巡遊して調査に当たっております。

新農家台帳については、一昨年も調査いたしました。この時には、農政の目標や内容などが明らかにされていなかったため、総合的な農業振興計画をたてるための資料としては乏しいものがありました。

しかし、こんどの調査では、農地保有の合理化と農業経営の近代化をはかるための基礎資料について調査が行なわれることになり、今後の農政にとって重要な調査でありますので、調査員がお伺いした際は、この調査の重要性をご認識されご協力くださるようお願いいたします。

種とう接種のお知らせ

該当者

第1期 40年1月1日から6月1日までの出生者、また、これ以前に生れてまだ接種を受けていない方。

第2期 来春小学校へ入学する方と昭和34年4月2日から35年4月1日までに生れた方。

料 金 1人1回につき20円

場 所	実施月日		時 間	実 施 地 区	
	接 種	検 診			
真中公民館	9	3	午後1.30~2.0	真中地区	
下川沿公民館			2.20~2.5	(片山地区を除く)下川沿地区	
杉沢小学校		6	13	1.30~2.0	比内前田・杉沢・大子内・本宮
二井田公民館				2.20~2.5	川井田・下川原
茂内公民館		7	14	1.00~2.0	雪沢小学校前
釈迦内公民館		15	21	1.30~2.0	釈迦内地区〔沼館 松木 獅子ヶ森〕 〔板子石・上袋を除く〕
長木公民館				2.20~2.5	長木地区
石田病院		16	22	1.30~2.3	沼館・松木・獅子ヶ森・板子石・ 上袋御成町1丁目~4丁目
石田病院		17	24	1.30~2.3	有浦1丁目~6丁目中道1丁目~ 3丁目 清水1丁目~3丁目
十二所出張所		20	27	1.30~2.3	十二所全地区
市民体育館	月	28	10月 6	上川沿全地区片山地区・桂城・金坂 赤館・部垂町・桜町・相染町・向町・ 一心院・谷地町・長倉町・愛宕町・古 川町・大正町・鉄砲場・通町・独古町 栄町・田町・川原町・末広町	
市民体育館				29	10月 7

犬を飼っている皆さんへ

9月1日から

犬の放し飼いができません

秋田県では、9月1日から飼い犬の飼育管理の適正化を図るとともに、飼い犬が公衆に危害を加えることを防止することなどの目的で「秋田県飼い犬取締条例」を改正しました。

これによると、飼い犬は常にけい留(つなぐ)しなければならぬことや、飼い犬が公衆に危害を加えたり、危害を加える恐れがあるときは、この犬に口輪をつけ、おりに入れるなどの措置が知事命令でなされることになりました。この命令に従わなかった場合は、5,000円以下の罰金・拘留または科料に処せられることとなります。

◆ 飼い主が必ず守らねばならないこと

- ◎ 飼い犬は、つねにつないでおくこと
- ◎ 飼い犬には、首輪をかけ、鑑札、注射済票を必ずつけること。
- ◎ いらぬ犬は、必ず保健所にとどけること。
- ◎ 犬の引き運動は、人出の少いときや人の少い場所で行なうこと。
- ◎ 道路などに便をさせないようにすること。もし、便をしたときは、あとかたづけをするようにしましょう。

◆ 一般の皆さまへ

- ◎ お産前後の犬や、知らない犬にいたずらしたり、不用意に近づかないようにしましょう。
- ◎ 巡回中の保健所職員、飼い犬取締員にご協力ください。
- ◎ 犬にかまれたときは、すぐ保健所に連絡してください。